

令和8年度 新宿区立子育て支援施設 会計年度任用職員(虐待対策ワーカー) 募集案内

この採用選考は、新宿区会計年度任用職員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
福祉	虐待対策ワーカー	若干名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

- (1) 子どもの虐待防止に関する支援に関すること。
- (2) 子どもの虐待に関する相談に関すること。
- (3) (2) の相談者に対する適切なサービスの調整及び援助に関すること。
- (4) 関係機関職員との連携に関すること。
- (5) 子育て情報の提供に関すること。
- (6) その他子ども家庭支援センターに必要な業務に関すること。

4 勤務場所

新宿区立信濃町子ども家庭支援センター（新宿区信濃町20番地）

新宿区立北新宿子ども家庭支援センター（新宿区北新宿三丁目20番2号）

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 応募資格及び応募制限

(1) 応募資格

次のいずれかに該当すること。

- ①社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格を有する者
- ②その他虐待対策ワーカーとして必要な経験を有し、学識を有する者

(2) 応募制限

応募の資格条件を満たしていても、下記の地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当する方は応募できません。

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

7 選考方法、日時及び場所

（1）第一次選考

選考方法	作文（A4判指定の書式、横書き、800字程度、テーマ： <u>子ども家庭支援センターの虐待対策ワーカーとして大事にしたいこと</u> ）
結果発表	令和8年2月初旬、郵送にて通知（予定） ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

（2）第二次選考

日時・会場	令和8年2月13日（金）（予定） ※ 面接会場は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年2月中旬、郵送にて通知（予定） ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。 ※ 第二次選考に合格した場合は、区が指定する医療機関にて、健康診断を受診していただきます。なお、6ヶ月以内に受診歴があれば、受診に替えることができる場合があります。

8 申込手続

申込方法	郵送、持参またはオンライン申請システム「Logo フォーム」による。 <提出書類> (1) 新宿区会計年度任用職員 採用選考申込書（兼履歴書）（写真添付） (2) 作文（A4判指定の書式、横書き、800字程度） (3) 資格を証明するもの（写し） ※(1)(2)は、下記の新宿区ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/kodomosc01_002074.html
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申込期間	令和8年1月15日（木）～1月30日（金） <u>（必着）</u> ◆持参は上記期間の土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-0022 東京都新宿区新宿七丁目3番29号 新宿区子ども家庭部子ども総合センター子ども相談支援課 <u>事業係</u> ※問い合わせ先（P4）と異なります
LoGo フォームによる応募	下記のURL又は2次元コードから応募できます。 応募の際には、顔写真のデータ、資格を証明するもの、作文の電子添付が必要です。 https://logoform.jp/form/kubz/1382067 

※申し込み書類は一切返却いたしません。

9. 勤務条件

勤務時間	午前8時30分～午後5時のうち1日あたり7時間30分勤務 休憩時間60分 月曜日から金曜日の間で週4日勤務（週30時間勤務） 年に数回程度土・日・祝日の出勤あり ※所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：土曜日、日曜日、月曜日から金曜日までの間で週1日 休日：国民の祝日、年末年始 週休日の振替や休日の代休日を指定することができます。
休暇等	（有給休暇）年次有給休暇、慶弔休暇等があります。 （無給休暇）妊娠出産休暇、母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額 約25万円程度（地域手当相当分を含む。） ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ・賞与あり（任用期間6か月以上） ※採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※昇給制度はありません。

加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	<p>再度の任用の可能性 あり</p> <p>※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置された際、再度任用は公募を原則としますが、一定の要件を満たした場合、公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>※廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合は、再度の任用は行いません。</p>

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部子ども総合センター子ども相談支援課総合相談第一係

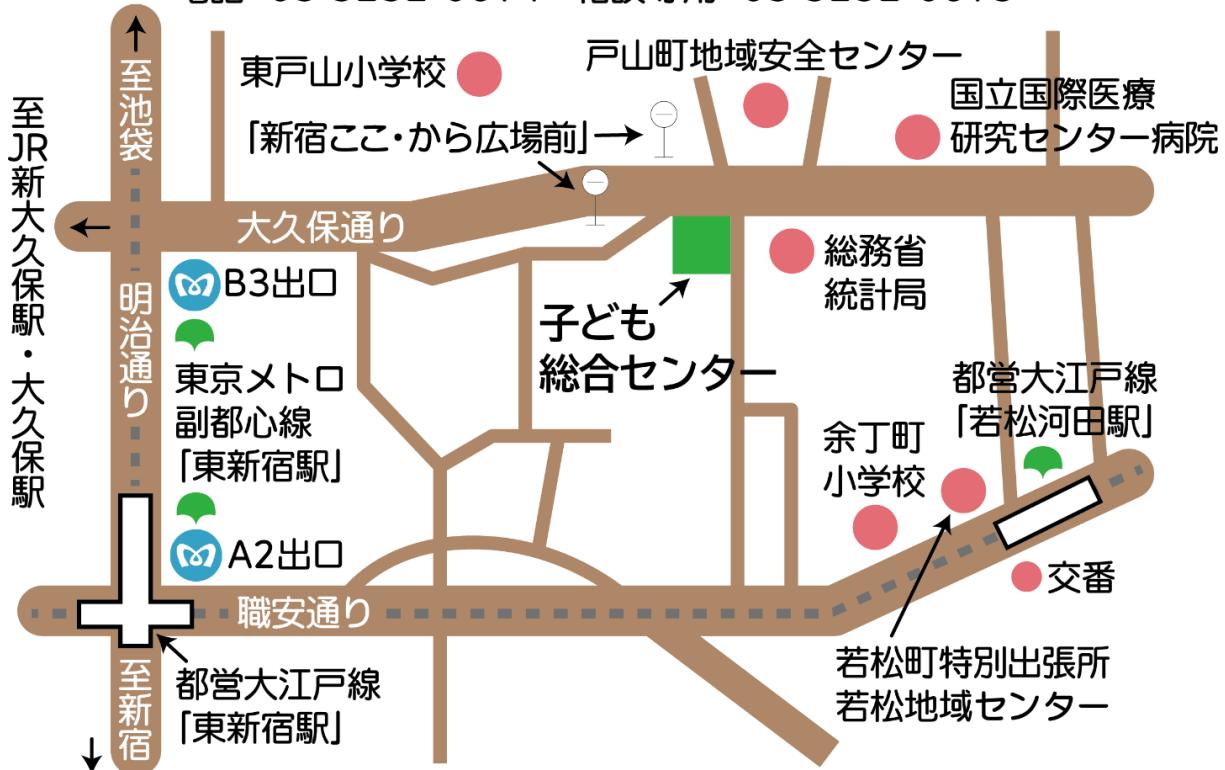
所在地：〒160-0022 東京都新宿区新宿七丁目3番29号

電話番号：03（3232）0674（直通）（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

子ども総合センター

〒160-0022 新宿区新宿7-3-29 FAX:03-3232-0666

電話:03-3232-0674 相談専用:03-3232-0675



- 都営大江戸線・東京メトロ副都心線 東新宿駅 徒歩7分
 - 都営大江戸線 若松河田駅 徒歩10分
 - 都営バス「新宿ここ・から広場前」下車 徒歩1分
- 宿 74 新宿駅西口～東京女子医大前 (国立国際医療センター前経由)
橋 63 小滝橋車庫前～新橋駅前
飯 62 小滝橋車庫前～都営飯田橋駅前